播磨町自殺防止対策協力連携実施要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、播磨町(以下「町」という。)の自殺防止対策を、町、町民、関係機関等が一体となって取り組むことができるよう協力連携を行う事業(以下「協力連携事業」という。)について必要な事項を定めることにより、町の自殺対策を町全体で推進することを目的とする。(定義)
- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 関係機関 別表に掲げる機関をいう。
 - (2) 協力団体 町内にある、又は町に関係する自殺防止対策に意欲的に取り組むことができる団体、企業等(以下「団体等」という。)で、第5条第2項の規定により登録されたものをいう。
 - (3) 関係機関等 関係機関及び協力団体をいう。

(協力連携事業に携わる者)

第3条 この要綱により協力連携事業に携わる者は、町及び関係機関等とする。

(協力連携事業の内容)

- 第4条 協力連携事業の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 町及び関係機関等による自殺防止対策に関連した研修等の開催
 - (2) 自殺防止の啓発活動
 - (3) その他協力連携事業の推進に必要な事項に関すること。

(協力団体の登録等)

- 第5条 協力団体として活動を希望する団体等は、その登録に当たって播磨町自殺防止対策推進 団体登録申請書(様式第1号)を町に提出するものとする。
- 2 町は、前項の申請があったときは、当該申請を行った団体等(以下「申請団体等」という。) を協力団体として登録し、町ホームページに掲載するものとする。ただし、次のいずれかに該 当すると認められるときは、協力団体の登録を行わないものとする。
 - (1) 申請団体等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に定める暴力団であるとき。
 - (2) 申請団体等の活動が法令等に違反するもの、公序良俗に違反するものその他社会的な信頼性を損なうおそれのあるものであるとき。
- 3 前項の規定により登録された協力団体は、町に提出した播磨町自殺防止対策推進団体登録申 請書の内容に変更があった場合は、播磨町自殺防止対策推進団体登録内容変更申請書(様式第 2号)を町に提出しなければならない。
- 4 前3項の規定により登録された内容については、協力連携事業の円滑な取組のため、関係機

関等で情報共有できるものとする。

5 協力団体から脱退し、又は協力団体としての活動を止める場合は、播磨町自殺防止対策推進 団体登録抹消申請書(様式第3号)を町に提出しなければならない。

(関係機関等との連携)

- 第6条 町は、関係機関等と密接な連携及び協力関係を保ち、協力連携事業の円滑な推進を図る ものとする。
- 2 町は、協力連携事業を円滑に進めるため、第4条第3号の規定に関する協議を実施するに当 たり、必要に応じて会議を開催することができる。

(個人情報の取扱い)

第7条 この事業に関する個人情報の取扱いについて、関係機関等は、個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第57号)及び播磨町個人情報保護条例(平成16年条例第2号)の規定に基 づき、適切に取り扱わなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

関係機関

兵庫県精神保健福祉センター、兵庫県中央こども家庭センター、加古川健康福祉事務所、加古川公共職業安定所、加古川警察署、加古川市消防本部、加古川医師会、播磨町教育委員会、播磨町社会福祉協議会、播磨町民生委員児童委員協議会、播磨町地域包括支援センター、播磨町地域自立支援協議会、播磨町自治会連合会、播磨町商工会